

中央労福協ニュース No.50 NEWSLETTER

労働者福祉中央協議会（中央労福協）
発行人 高橋 均
〒101-0052
東京都千代田区神田小川町3-8 中北ビル5F
03-3259-1287 URL <http://www.rofuku.net>

司法修習生の給与支給継続を求めて集会、署名、街宣行動

市民のための法律家育成を目指して、司法修習生の給費制度を求める活動は、シンポジウム、集会、街宣、署名、パレードなど行動を強化した。

9月1日には弁護士会館で東京三弁護士会が主催して集会を開催。笠森会長、山口二郎・北大教授、宇都宮健児・日弁連会長がパネリストにシンポジウムを、また市民団体・法科大学院生・修了生、若手弁護士体からの発言があった。

会場には大阪で開催する集会の映像が紹介され、東京・大阪で給費制維持の機運が高まってきた。

9月9日からは新宿駅前、10日に新橋駅前、13日に池袋駅前、14日に有楽町駅前、15日には渋谷駅前にて、駅頭街宣行動を実施し、ビラを配布して給費制維持の必要性を訴えるとともに、宣伝カー



からは弁護士・市民団体・修了生などがマイクを取って訴えた。

続いて第1の山場として9月16日、日弁連が主催し、司法修習生に対する給与の支給継続を求める市民連絡会などが共催して、日比谷公園で決起集会、パレードに、連合東京からの300名を含め、2500人を超える全国からの弁護士や市民団体が参加した。また、院内集会を開催、各政党の議員から給費制維持のため国会活動を行うと力強い決意があった。



司法修習生に対する給与支給継続を(その2)

地方出身者に大きなハンディ

司法修習生に対する給費制（給与）がなくなれば、四年制の大学を経て法科大学院に原則3年、ようやく司法試験に合格してもさらに1年、親のすねをかじるか借金に頼って実務研修を受けなければならなくなる。かじり続けられるほどの大きなすねを持つ親がいるなら問題はない。しかし経済的にゆとりのない家庭が激増している中で、親元を離れ主要都市の大学などで学ぶ地方出身者にとっては大きなハンディを背負わされることになる。親からの仕送りと奨学金、アルバイトでしのいで何とか司法試験に合格しても、修習期間中はアルバイトなどの副業が禁止されているため、否応なく1年間の借金生活

を強いられる。そしてその結果、奨学金と貸付金を合わせて多額の借金を抱え込んだまま実務生活をスタートさせなければならないのは目に見えているからである。

これでは、金持ちしか法律家にはなれないいびつな社会になるだけでなく、庶民感覚からかけ離れた裁判官や検察官、常に金儲け仕事に目を向けるような弁護士が数多く輩出することになりかねない。日弁連会長の宇都宮健児弁護士は東京大学在学中に司法試験に合格し大学を中退して弁護士になった。その理由について同氏は「とにかく司法研修所に入れば給与がもらえる。だから親の負担を減らすために中退した。給費制がなかったら私は弁護士になれなかったと思う」と述べている。

全労済第106回通常総会開催

8月26日(木)全労済ホールスペース・ゼロに於いて、全労済第106回通常総会が開催された。石川太茂津理事長は主催者挨拶で、『この間実行してきた「全労済2世紀ビジョン」、「2世紀経営改革方針」の成果と課題を踏まえ、2010年度は中期経営政策の最初の2ヵ年計画(フェーズ1)と位置付けた後半年



総会会場と石川理事長(左上)、笠森会長(右上)

News Letter発刊50号に寄せて 機関紙・誌は組織と運動を写す鏡です。

「News Letterが今月(9月)で発刊から50号になる」と中央労福協の足立担当部長から連絡をいただいた。50号はたいしたことではないが、月1回の発行で年に12回、発刊から4年を超えたことになり、一つの節目ではある。第1号は06年1月25日付け。その年の活動計画の具体化を中心に、前年11月の総会で決定したサラ金の高金利引き下げ運動に関する「当面の取り組み」などを決めた1月24日の幹事会の模様などが中心になっている。そして一面右下に『ニュースレター発刊について』と題し、「手にとって見る情報紙への要望も強いことから、不定期ですが月一回程度の頻度で発行してみることにしました。(以下略)」と囲みでお知らせを載せている。題字のデザインをはじめ、当初は私自身が原稿執筆から発行までほとんどこなしていたが、林道寛氏が着任してからは同氏に足立担当部長への手ほどきをお願いし、いまでは足立氏が毎号充実した紙面づくりに悪戦苦闘しているようだ。

組織にとって機関紙・誌は重要な武器である。昨今Eメールが情報・通信の主流になっているが、それは通信手段としては優れても正確な情報伝達や教育ツールとしての役割りは機関紙・誌には遠く及ばない。とくに労働組合のような"生きた運動組織"にとって情報や教育は対象者の視覚・聴覚に訴えるとともに、どれだけ実感的に伝えるかがいのちである。トップの考え方や組織としての統一見解などを職場幹部や組合員に迅速かつ正確に伝えること、現場の声を吸い上げること、そして団結心を醸成することなどが求められるからである。廃刊したり最初から発行していない産別組織や大企業組合も少なくないが、機関紙・誌はまさに組織と運動を写す鏡である。まともな運動のないところにプロパガンダ(広報・宣伝)の必要性など起りようもない。

News Letterが社会運動的労働運動の鏡として、ますます充実し継続するよう期待している。

前事務局長 菅井義夫

度の計画として、当初計画に必要な補強を行なながら、2013年度末までに実現する全労済の姿の実現に向け「組合員から信頼・支持される事業基盤への革新」を着実に進め、その成果を次期計画(フェーズ2)につなげていきたい。』と挨拶。続いて、来賓として厚生労働省社会援護局地域福祉課長 宮本真司氏、国土交通省自動車交通局保障課長 八木一夫氏、連合事務局長 南雲弘行氏、中央労福協会長 笠森清氏、社団法人日本共済協会専務理事 後藤孝櫻氏が挨拶を行った。

審議事項に移り、全ての議案が満場一致で確認された。また、苦情対応プロセスの国際規格「ISO10002(JIS Q10002:2005)」に適合した苦情対応システムを共済団体では初めて宣言された。

本年は理事2名(地方区)の辞任に伴い、役員補欠選挙が行われ岡山伸氏(愛知県労働者共済生活協同組合)、高石哲夫氏(長崎県労働者生活協同組合)が選出された。



「不安定雇用の流れが止まらない。か
つては繁忙期だけの働き方だった季節
工や臨時工。今ではそれが当たり前の
雇用形態となり、派遣労働者も加わつ
て、多くの企業で中心的な戦力として
年間を通じて入れ替わり立ち代り働か
れている。雇用が安定しないために生活設計は
ままならず、常に雇い止めや契約解除への不安が
付きまとつ。○八年六月、七人が死亡し十人が重
軽傷を負つた「秋葉原無差別殺傷事件」も、こう
した問題が底流にあつたといわれている。ひつた
くりや窃盗、強盗傷害や殺人事件などの凶悪犯罪
が増えているのも、雇用不安・生活不安と無関係
ではない。また一方では企業のコスト削減の度が
過ぎて、「エリート」であるはずの正社員・管理
職の健康障害や過労死問題も各所で起つていて
いる。労働者精神が持てない労働者、仕事に誇りが持てな
い労働者。労働者を単に安上がりな労働力として

「コンビニ商品化してしまったことが、格差と貧困、社会悪を広げている元凶であり、「メード・イン・ジャパン」への信頼を損ねる遠因になつていて。労働者の暮らしの改善はいうまでもなく、社会の安寧、のために最も大切な雇用の安定について、労働組合はどれだけ真剣に向き合っているのか。」一握りの特權階級集団などと揶揄されるぬるま湯状態から抜け出して、知恵と勇気を持つて闘うべきときには闘うという労働運動の初心に返らなければ、政権では変わつても労働組合の影はさらに薄くなるばかりではある。「年越し派遣村」や「反貧困」で知られる湯浅誠さんが多くの労働者から、ともすれば連合や全労連などより頼りにされているように映るのはなぜか。それは彼が現場に軸足をおき、闘うべきときには闘うという運動の心、若さと情熱を持つて社会の理不尽に立ち向かつていているからではないだろう。か。近年、現場実感・生活実感に根ざした労働運動(良穂)

「2012年国連国際協同組合年」を契機に協同組合を発展させよう

—— 国際協同組合同盟（ICA）地域総会開催 ——

2012年の「国連国際協同組合年」を前にして、協同組合の新たな役割などを討議するため、9月3日から5日にかけ、北京で、第9回国際協同組合同盟（ICA）アジア太平洋地域総会（AP）、第6回地域フォーラム及び第17回協同組合・政府間対話が開催された。会議には、各国の農業、漁業、金融などの協同組合代表など28カ国285人が参加し、日本からは、日本生協連、全労済、労協連、労金協会、JAなど55人が参加した。中央労福協からは、大塚敏夫事務局長代行が参加した。

9月2日の合同開会式の後、開かれた「第17回協同組合・政府間対話」では、22カ国の協同組合と11カ国の政府代表が参加し、来年のイランでの閣僚会議での議題に向けた討議がなされた。ポーリン・グリーンICA会長は「協同組合は今や10億人のメンバーに支えられ1億人の雇用を生み出している。経済の再生を考えるとき、政府は、社会経済開発に不可欠で、優位性ある協同組合を奨励し、活用すべきであり、そのための法整備を進めるべきである」と訴えた。

翌日4日には、「協同組合 世界的な重要なセクター」をメインテーマにしたフォーラムが開かれた。「協同組合の可視性と2012国際協同組合年」（ICA事務局長）、「責任ある市民社会としての協同組合」（石田三重大学教授）、「協同組合のための公平な競争環境」（シンガポール）の三つの問題提起を受け、ガールド事務局長から「2012年に協同組合を語るだけでなく、このチャンスを活かし、協同組合が認識される存在になろう」と呼びかけた。

5日の総会では、18の議題が討論され、17議題について承認可決（議題は取り下げ）された。特に、

-「協同組合の新たな展開に関する勉強会」発足-

90年中ごろ以降、日本社会は市場経済至上主義が席巻し、規制緩和策と相まって、貧困・格差の拡大、セーフティネットの崩壊など将来に対する生活の不安感が増大してきた。こうした中で、今日「助け合い」「互助」の組織である「協同組合」が果たす役割を検討するため、中央労福協は、本年6月に「協同組合の新たな展開に関する勉強会」を発足させた。

この勉強会は、連合総研と連携し、全労済、労金協会、日本生協連からそれぞれ委員が参加し、8月までに3回の勉強会を行ってきた。第1回は生協総合研究所の栗本昭主任研究員から「国連・国際協同組合年決議（2012年）の背景とそのめざすもの」を皮切りに第2回「協同組合の現状と課題を考える（石川両一龍谷大学教授）、第3回「現代日本の生協運動についての15の疑問」（高木郁朗山口福祉文化大学教授）と進めてきた。今後この勉強会は、他の協同組合の参加を募り、11月に研究会に移行し、来年の総会までに、「協助」から「公益」への「協同組合」の新たな役割についての政策提言を行うことにしていく。特に、2012年は国連が決議した「国際協同組合年」でもあり、協同組合が「新しい公共」「社会的企業」などの担い手となり得るのか、またその場合、法制度上などの課題を明らかにしていくことにしている。

新規加盟に関する議題では、労金協会の加盟が審議され、労金協会の鈴木英幸副理事長（中央労福協副会長）が加盟に当たっての決意の発言がなされ、承認された。また、次回のICAアジア太平洋地域総会は、2012年の国際協同組合年に日本・神戸で開催することが確認された。



ICA地域総会会場

ICA（国際協同組合同盟）とは

ICAは1895年設立され、世界の協同組合の連合組織。生協・農協・漁協・労働者協同組合・住宅協同組合など加盟し、94カ国が加盟し250組織が加盟し、組合員総数は10億人に達している。ICAの目的は、世界各国に協同組合運動を拡げ、協同組合の価値・原則を普及し、加盟組織間の交流や連帯を促進し、地域社会の経済的・社会的発展、世界平和を実現すること。日本国内では、JA、日本生協連、全労済、労協連、労金協会など14組織が加盟している。

就職・生活・自立支援

フォーラム開催

沖縄県労福協



8月14日（土）に沖縄県労福協・就職支援センター主催、沖縄県が共催で『就職・生活・自立支援フォーラム in 沖縄』を開催しました。第1部の基調講演では『日本を覆う生活困窮者の実態と今後求められる支援のあり方』という題で湯浅誠さんが講演し、「貧困というのは、『貧乏・孤立』の状態だと思う。家族間のセーフティネットでこれまで何とかしてきたが、そこからこぼれ落ちる人が増えてきている。社会的、公的に支える仕組みが必要。」と訴えました。また、第2部のパネルディスカッションでは、『沖縄における生活困窮者の現状と今後の支援のあり方』という題で6人のパネリストが参加し、沖縄が抱える生活困窮者の現状をそれぞれの立場から訴えました。その中で、『官民共同の協議体をつくっていくこと』や『官民の垣根を越えたケース会議の必要性』、『仲介者ではなく、伴走型の支援者（パーソナルセンター）の必要性』等が話あわされました。参加者は315名にのぼり、会場の外まで人で溢れ、皆さん聞き入っていました。

何より、労福協、連合の職員が皆で協力してこのような社会的に意義深いフォーラムを成功させることができたことが収穫でした。



大阪労福協

大阪府「貸金特区」反対集会報告



大阪府が内閣府に提出している「小規模金融特区（貸金特区）」構想に反対する市民集会が2日、大阪弁護士会、大阪司法書士会、大阪労働者福祉協議会、大阪いちょうの会（大阪クリケット・サラ金被害者の会）の共催で開かれた。

2010年9月2日（木）午後6時～8時に行われた、大阪府「貸金特区」構想に反対する市民集会は“立ち見”がでるほどの170名の参加者で“エルおおさか”の会場がうまり、熱気あふれる集会となった。この集会は大阪弁護士会、大阪司法書士会、大阪労福協の4団体の共催。

労福協からは、集会の冒頭、中央労福協 笹森会長のメッセージを読み上げ、東京、福井、滋賀、鳥取など各労福協からの参加もあり連帯を強めた。集会では、今はサラ金、ヤミ金から抜け出した方の貴重な体験談や各団体から「特区反対」の熱いメッセージが寄せられた。翌日の3日には大阪府に行き、集会宣言を届け撤回を申し入れたが、大阪府は引き続き特区構想実現に向けた意思を表明している。

私達も、特区構想の本質を見抜いて運動を盛り上げていきたいと考えている。

大阪府が政府に要望書として提出した「貸金特区」構想は（1）中小零細事業者向けの1年以内の融資か20万円以内の少額貸付の上限金利は、法改正前の上限金利である年29.2%に戻す（2）返済能力のある個人には、総量規制を超えた無担保融資を可能にし、72カ月以内に返済を完了する（3）専業主婦には50万円を上限に融資する（4）大阪府内に本店を置く貸金業者へ適用、顧客は府民以外でも受け入れるなど。



170名の参加者で埋まった貸金特区反対集会

南部労福協

宮崎中央会

南部ブロック研究集会開催

8月17日（火）～18日（水）にかけて、熊本交通センターホテルにて130名が参加し標記研究集会が開催された。研究集会は、 笹井範男南部ブロック事務局長の司会で開会され、高島喜信会長の挨拶後、田中伸也熊本県商工観光労働部商工労働局長、手嶋一弘熊本県労福協会長、大塚敏夫中央労福協事務局長代行がそれぞれ来賓挨拶を行った。

17日は、「働く者の健康・ストレスに打ち克ち心と体を守る簡単な予防学」をテーマに、健康栄養評価センターの柿野賢一氏よりストレスを中心に講演が行われ、続いて「労働審判は日本の裁判を変える」をテーマに弁護士の服部弘昭氏より講演を受けた。

18日は、「全労済の使命と課題」をテーマに全労済西日本事業本部長の小田一幸氏より広島時代の経験談を含め講演を受け、続いて「労働金庫の使命と課題」をテーマに九州労働金庫理事長の堀典義氏より、全国の労金の現状を含め講演を受けた。



研究集会風景と柿野講師（右）

こけら落としは合同研修会で盛大にお祝い！

8月27日（金）ついに労働福祉会館が完成。10月12日オープンセレモニー、15日祝賀会が労働金庫と合同で予定されている。

このオープンセレモニーに先立ち、高橋均事務局長を講師に迎え「労福協の理念と2020年ビジョン（混迷する時代をどう捉えるか、時代を切り開いて行動する視点）」を話題に講演された。

出席者は労金、全労済、連合宮崎、退職者連合会、福祉事業団体役職員総勢110名、参加者はより身近な話題、同じ悩みとしての話に「こんなことも考えられるのだ」と興味深く聞きいっていた。

労福協の運動スタイルとして「出自を問わず実現したい事柄で連携する合理性」労福協は「コーディネーター」「かすがい」役という理解が深まればなと思っている。

講演後は司法修習生の給費維持について県弁護士会から2人見えて司法修習生の実態と問題点を訴え、会館がこれから益々労福協運動が宮崎のこの会館から発信していくらしいと感激しながら日程を終了した。



完成した労働福祉会館